



2022年5月19日

各位

会社名 太平洋セメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 不死原 正文
(コード番号 5233 東証プライム市場、福証)
問合せ先 総務部長 久我 親雅
(TEL 03-5801-0334)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第24回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 役付取締役の員数変更

当社の業容拡大に伴い、経営体制の一層の強化を図ることを目的として、取締役会の決議によって取締役副社長を複数名選定できるよう現行定款第23条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

以上

【別紙】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役副社長各1名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長各1名、<u>取締役副社長若干名</u>を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>変更前第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更後定款第16条(電子提供措置等)は適用せず、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>